

献血にご協力ください

輸血を必要とする人などへ血液を安定的に届けるため、400ml 献血を実施します。新型コロナウイルスの影響により、献血協力者の深刻な減少が続いています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、当日の問診や血圧測定などの結果によっては、献血できない場合があります。

問 健康保険課 保健事業係

☎ 286 - 3113



400ml 献血

日時 1月27日(金) 午前9時30分～正午
午後1時15分～4時

場所 役場仮設庁舎 駐車場

対象 男性17歳～69歳、女性18歳～69歳

※65歳以上の人は、60歳～64歳の間に献血経験がある場合に限りま

家畜を1頭(羽)以上飼養している人へ

家畜を1頭(羽)以上飼養している人は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、頭羽数と衛生管理の状況を、毎年県知事に報告することが義務付けられています。

これまでに報告したことがある人には、定期報告様式を郵送していますので、必要事項を記入し提出してください。報告様式が届いていない人は、産業振興課 農政係へ連絡をお願いします。

問 産業振興課 農政係

☎ 286 - 3277

県中央家畜保健衛生所

☎ 0964 - 28 - 6021

対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタを含む)、いのしし、鶏(烏骨鶏、チャボなどを含む)、あひる(アイガモ)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコなどは対象外

定期報告の提出

提出場所 役場仮設庁舎2階 産業振興課

提出期限 2月13日(月)

その他 2月1日時点の状況を記入してください。なお、小規模家畜使用者[■]の場合は、頭羽数だけの報告になります

■水牛・馬は1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししは6頭未満、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満。

公共下水道ができれば必ず3年以内に水洗化を

公共下水道が利用できるようになった場合、供用開始の日から3年以内に、家庭でそれまで使用してきたみ取りや浄化槽のトイレを、公共下水道に直接流すことができる水洗トイレに改造することが法律で義務づけられています(下水道法第11条の3)。このため、公共下水道の処理区域となった地区では、水洗トイレにしないと家屋の新築や増築ができません。

また、処理区域内の土地所有者、使用者また

は占有者は、なるべく早く排水設備[■]を設置しなければなりません(下水道法第10条)。

排水設備の設置やトイレの水洗化改造を義務付けるのは、公共下水道が完成したことにより、1日も早く地域生活環境の改善を達成するためです。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

■この場合の排水設備とは、台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すための設備。



問 下水道課 管理係 ☎ 286 - 1131